

高松市地域脱炭素化検討支援業務に係る 提案公募型プロポーザル実施要領

令和5年7月

高松市

1 業務の概要

(1) 件名

高松市地域脱炭素化検討支援業務

(2) 目的

本市は、2050年の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指し取組を進めており、令和4年3月には、「高松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を改定し、脱炭素型ライフスタイルの普及促進や再生可能エネルギーの拡充等に努めているところである。

また、本市では、一定の電力需要があり、モデル性のある適切なエリア（以下「対象エリア」という。）に再生電力の最大限の導入を図り、民生部門の電力消費に係る温室効果ガス排出量を実質ゼロにするとともに、民生部門電力以外の二酸化炭素排出量の削減にも取り組み、地域課題の解決や住民の暮らしの質の向上を目指す先行的な取組を推進する脱炭素先行地域の構想の具体化について検討している。

本業務は、本市内に対象エリアを定めて重点的に脱炭素化に取り組み、脱炭素先行地域事業計画（以下「事業計画」という。）を策定するための検討支援を行うことを目的とする。

(3) 内容

高松市地域脱炭素化検討支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(4) 履行期間

契約締結日から令和6年3月29日（金）まで

(5) 提案上限額

金 22,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格

本プロポーザルの参加に当たっては、次に掲げる要件を全て満たしていることを条件とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開

始の申立て（同法附則第3条に規定する申立てを含む。） 、 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条に規定する申立てを含む。） 又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(3) 公告の日から契約締結の日までの期間に、高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）による指名停止を受けていない者であること。

(4) 本プロポーザルへの参加の希望を表明する書類（以下「参加表明書」という。）（様式第1号）の提出の時点において、本市の市税のうち納期限の到来した税額を滞納していないこと。

(5) 本業務に類似する業務を実施した実績があり、委託業務を適格に遂行するに足りる能力、当該業務に必要な技術を有し、かつ、事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な組織及び人員体制を有していること。

3 参加申込者の失格に関する事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 前記2の要件を満たさなくなった場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 審査の公平性を害する行為があった場合

(4) 見積書の金額（税込価格）が提案上限額を超えている場合

(5) その他不正な行為があった場合

4 提出書類

本プロポーザルに参加しようとする者は、下記のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式第1号） 正本1部

イ 会社概要書（様式第2号）又は会社概要書の内容が記載された会社パンフレット等 正本1部

ウ 企画提案書（様式任意） 正本1部、副本10部

次の記載項目について、仕様書及び選定基準の内容を踏まえ、作成すること。

①業務の実施に関する事項	
1 業務の実施方針	企画提案に当たっての狙いや趣旨等
2 業務の執行体制	業務を実施するための人員配置や本市との連携体制 ※業務責任者及び担当者の業務拠点の所在（高松市内であるかどうか）を明記すること。
3 類似業務実績	脱炭素先行地域事業計画、地球温暖化対策実行計画の策定支援等の実績
②事業計画に関する事項	
4 地域特性の分析	本市の地域特性の分析に基づく、先行地域の取組により解決すべきテーマに関する提案
5 先行地域エリアの設定	上記テーマ設定に基づく適切な対象エリアの設定に関する提案
6 民生部門電力のCO2削減の取組	先行地域エリア内の民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロに向けた取組に関する提案
7 民生部門電力以外のCO2削減の取組	民生部門の電力以外で、温室効果ガスの削減に資する取組に関する提案
8 再エネ設備の最大限の導入	再エネ設備の最大限の導入に向けた導入可能量の把握や導入促進に向けた取組に関する提案
9 地域課題の解決及び住民の暮らしの質の向上	本市の地域課題の解決や住民の暮らしの質の向上に向けた特色のある取組に関する提案
10 その他の取組（任意）	<ul style="list-style-type: none"> ・重点選定モデルとなる施策間連携、地域間連携、地域版DX等に関する提案 ・脱炭素先行地域以外で、各省庁の支援メニューを活用した脱炭素の取組に関する提案
11 事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・民間の事業者等との共同提案を始めとした、官民連携に関する提案 ・地域脱炭素を推進するために必要な体制の整備に関する提案

	・エリア内関係者との合意形成を図るための具体的な取組に関する提案
③業務スケジュールに関する事項	
12スケジュール	第5回募集（令和6年2月を想定）への応募に向けたスケジュール

- ・記載項目の4から11までに掲げる事業計画に関する事項については、業務受注後、本市と受注事業者の協議により精査・決定していく内容であるが、受注者の考え方や方針を、可能な限り具体的に記載すること。特に、対象エリアや共同提案事業者を特定した意欲的かつ実現可能性の高い提案は、高評価とする。
- ・原則として、A4判の用紙を用いること。ただし、必要に応じてA3判の用紙を挿入することも可とする。
- ・文字サイズは、11ポイント以上を基本とすること。
- ・記号・略称等を使用する場合、初出の箇所に記号・略称等の説明を記述すること。選考委員が、記号・略称等が意味することを十分に理解できない場合、選考の結果に影響が出る可能性がある。
- ・表紙は、題名に「高松市地域脱炭素化検討支援業務に関する企画提案書」と記述し、企画提案者名を記述すること。

工 見積書（様式任意） 正本1部、副本10部

- ・宛先は「高松市長」とし、件名に「高松市地域脱炭素化検討支援業務」と明記すること。
- ・見積書の金額は、総額（消費税及び地方消費税額を含む。）を記載すること。
- ・見積書には、消費税及び地方消費税の課税事業者又は免税事業者である旨を明記すること。
- ・本実施要領及び仕様書で定めた事項や提案内容を実施するために必要な全ての費用を、本業務の提案上限額を超えない範囲で内訳ごとに内容・数量を併せて記載すること。
- ・会社名等を記載し、会社印を押印したもの又は押印に代えて責任者及び担当者の氏名、連絡先を記載したもの（押印がなく、責任者等の氏名及び連絡先の

記載がない場合は無効となる。) 。

※責任者及び担当者の氏名、連絡先とは、次の3つを指す。(ア) から (ウ) までについて全て必要となる。

(ア) 責任者(事務を担当する部門の長)の氏名(フルネーム)

(イ) 担当者(事務を担当する部門の者)の氏名(フルネーム)

(ウ) 連絡先として電話番号(事務を担当する部門の電話番号)

詳しくは、契約監理課ホームページ「押印の義務付け廃止に伴う入札書等の取扱いについて」を参照すること。

https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanri/sonota/20230301105632333.html

(2) 提出期限・方法

ア 参加表明書及び会社概要書

令和5年7月21日(金)午後5時までに電子メールで提出

※電子メールの送受信容量の上限は5MBとする。

イ 企画提案書及び見積書

令和5年7月28日(金)午後5時までに郵送又は持参で提出

※平日の午前9時から午後5時までとし、期日時間厳守とする。郵送の場合も期日最終日の時間内に必着のこと。なお、郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が確実に残る方法とすること。

(3) 提出先

香川県高松市番町一丁目8番15号

高松市環境局ゼロカーボンシティ推進課

メールアドレス: zerocarbon@city.takamatsu.lg.jp

(4) 辞退

プロポーザル参加表明書提出後に提案を辞退する場合は、速やかに「参加辞退届(様式第4号)」を郵送又は持参により提出すること。

提出期限は、令和5年7月28日(金)午後5時まで(郵送の場合は必着。)とする。

5 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

本プロポーザルに関する質問は、「質問書（様式第3号）」により行うものとし、電子メールにより受け付ける。電子メール以外の、電話及び口頭などによる質問・照会は、受け付けない。

(2) 提出先

高松市環境局ゼロカーボンシティ推進課

メールアドレス：zerocarbon@city.takamatsu.lg.jp

(3) 提出期限

令和5年7月21日（金）午後5時まで

(4) 質問に対する回答

質問書が提出された場合は、質問者に対し、速やかに回答するとともに、質問及び回答内容を、令和5年7月25日（火）までに高松市環境局ゼロカーボンシティ推進課ホームページに掲載する。

(5) その他

提出期限までに到着しなかった質問書については、回答しない。なお、当該回答文書は、本実施要領、仕様書等に対して、追加又は修正したものとみなす。また、他の応募者からの企画提案書等の提出状況に関する質問は、受け付けない。

6 プレゼンテーションの実施

企画提案書等の内容について、次のとおり、プレゼンテーションを行う。

実施場所や時間等の詳細については、担当者宛てに別途、電子メールにて連絡する。

(1) 実施予定日

令和5年8月2日（水）

(2) 実施場所

高松市役所にて実施する。

(3) 実施方法

ア プレゼンテーションの順番は、参加表明書の受付順とする。

イ 説明は、原則、配置予定の業務責任者及び担当者とし、計3名までの出席とする。

ウ 所要時間は、1企画提案者につき、35分以内とする。

(企画提案者からの説明20分以内、質疑応答15分以内)

エ 事前提出した企画提案書を使って説明することとし、追加資料の持込みは認めない。

オ プレゼンテーションに当たり、機器(パソコン等)が必要な場合は、企画提案者で用意すること。ただし、スクリーン及びプロジェクターは、本市で用意する。

カ 必要機器のセッティングは、前企画提案者説明終了後の休憩時間(約10分)に行うものとし、間に合わない場合は説明時間(20分)に含める。

キ プレゼンテーションは、非公開とする。

7 受注候補者の選定

企画提案書及び見積書並びにプレゼンテーションに基づき、「高松市地域脱炭素化検討支援業務に係る受注候補者選定要領」における選考委員が、別紙「選定基準」に基づき厳正に審査の上、全委員の評価点合計を評価した委員の人数で除した平均点が最低合格点(別紙「選定基準」に示す配点の5割)以上かつ総合点が最も高い提案者を提案評価第1位通過者とし、受注候補者として最優先交渉権を得るものとする。総合点が最も高い提案者が2者以上ある場合は、「提案内容点」が高い提案者を提案評価第1位通過者とする。「提案内容点」も同点の場合は、選考委員で協議し、提案評価第1位通過者を決定する。

8 企画提案者が1事業者の場合

企画提案者が1事業者であっても、プレゼンテーションを実施し、全委員の評価点合計を評価した委員の人数で除した平均点が最低合格点(別紙「評価基準」に示す配点の5割)以上である場合には、受注候補者として決定する。

9 審査結果について

審査結果については、全ての企画提案者に対し書面をもって通知する。その際、

自らの順位・得点は通知する。（他の企画提案者の情報は通知しない。）

また、高松市公式ホームページ「もっと高松」上にて受注候補者名及び評価点並び企画提案者数（辞退者を除く。）を公表する。（選定の審議内容及び経過、また、受注候補者以外の企画提案者の情報は公表しない。）

1 0 契約について

(1) 本市と受注候補者は、提出された企画提案書及び見積書の価格を基に、契約締結のための仕様確認等の協議を行った上で、受注候補者は改めて見積書を提出するものとする。見積書の金額は、原則として提案時の価格の範囲内とする。

なお、協議が整わない場合、又は契約締結時までに受注候補者が失格事項に該当した場合は、得点により順位付けられた上位の者から順に契約交渉を行う。

(2) 企画提案書に記載された事項は、本市が提示する仕様書と合わせて、契約時の仕様書として取り扱う。ただし、本業務の目的を達成するために修正すべき事項があると本市が判断した場合は、本市と受注候補者との協議により項目の追加、変更又は削除、金額等の変更を行うことがある。

(3) 企画提案書に記載された事項が履行できなかったときは、契約金額の減額又は損害賠償請求等を行うものとする。

(4) 契約方法は、随意契約とする。

(5) 契約保証金は、要する。ただし、高松市契約規則第24条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(6) 委託料は、本業務の完了検査後、請求に基づいて支払う。

1 1 プロポーザルの中止等

高松市がやむを得ない理由等により本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、本プロポーザルの実施を中止又は取り消すことがある。その場合において、本プロポーザルへの参加者が損害を受けることがあったとしても、高松市はその責を負わない。

1 2 適正な労働条件の確保に関する項目

業務の遂行に当たっては、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵

守し、適正な労働条件の確保に努めること。

1.3 不当要求行為の排除対策

本市では、受注者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受注者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等（物品の買入れ、借入れ及び製造、役務の提供その他の行為をいう。）からの暴力団等の排除対策の強化を進めている。詳しくは、契約監理課ホームページを参照すること。

https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanri/reikiyoukou/20230224134017388.html

1.4 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する一切の費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は企画提案者に帰属し、本市は提出書類を選考の用以外に企画提案者に無断で使用しない。ただし、本市が本プロポーザルの結果報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (3) 企画提案書等は、事業者の選定に伴う作業等に必要範囲において複製を作成することがある。
- (4) 全ての提出書類は、返却しない。なお、提出書類は、高松市情報公開条例の規定に基づき開示請求されたときは、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。ただし、受注候補者の選定期間中は、開示の対象としない。

1.5 周知事項

- (1) 売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し、当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思われるときは、市の内部公益通報制度により通報することができる（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原

則として提出者の氏名を明らかにする必要がある。)) 。

メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@dune.ocn.ne.jp

書面提出の宛先：総務局コンプライアンス推進課内 高松市公正職務審査会

※市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載している。

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kojinjoho/kohyo.html>

(2) 平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を公表している。御留意いただきたい。

詳しくは、契約監理課ホームページを参照すること。

https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanri/shimeiteishi/index.files/18588_L57_20130129simeiteisi_unnyoukjun.pdf

1.6 スケジュール

	内容	日時
1	公募開始	令和5年7月13日（木）
2	参加表明書提出及び質問書受付期限	令和5年7月21日（金） 午後5時まで
3	質問回答期限	令和5年7月25日（火）
4	企画提案書等提出期限	令和5年7月28日（金） 午後5時まで
5	プレゼンテーション	令和5年8月2日（水）
6	受託候補者の決定・公表・通知	令和5年8月上旬予定
7	受託候補者との協議	結果通知日～契約締結まで
8	業務委託契約締結	令和5年8月中旬予定

【問い合わせ先】（提出先）

高松市 環境局 ゼロカーボンシティ推進課

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

電話：087-839-2393

電子メール：zerocarbon@city.takamatsu.lg.jp